

笛吹市景観計画 第2回策定委員会議事録

1. 開催日時：平成23年8月3日（水）13：30～15：15

2. 開催場所：笛吹市役所 南館 1階 大会議室

3. 議題

- 基本方針、景観形成方針、景観形成推進ゾーンの方針について

4. 出席者

出席委員：13名、欠席委員：4名、事務局、コンサルタント

5. 審議内容

(1) 基本方針、景観形成方針、景観形成推進ゾーンの方針について

- 資料に基づいて、「1. 基本方針、2. 景観形成方針、3. 景観形成推進ゾーンの方針」について説明を行った。（説明：事務局）

(委員長)

- ・少し概念的な内容で難しい部分もあると思う。
- ・質問、ご意見があればお願いしたい。

(委員長)

- ・「春日居駅～春日居支所周辺ゾーン」について、道路の沿道両側に観光農園等がまったく建っておらず桃畑が一面に広がっているような場所は、県内ではこのあたりだけだと思う。
- ・桑戸から勝沼方面に抜けるピーチラインの沿道は、今は素晴らしい景観である。
- ・計画書に記述してある内容は、これから賑わいをつくっていくというものになっている。
- ・これから賑わいを創出し観光農園がたくさん出てくるというよりも、いま持っている風景をなるべく活かしながら活性化につなげていくようなニュアンスの記述が欲しい気がする。
- ・せっかく沿道に何もないう景色の場所については、重点的に保全してはどうかと思う。

(委員)

- ・春日居のあの地域は農振地域に指定され、規制がかかっている。あえて農振の指定を外していないはずである。
- ・そのため、商店などが立地してこない。

(委員長)

- ・最近、農地転用の基準がかなり厳しくなっている。しかし、仮設の建物が建つなどしてだんだん風景が変わっていく。

(事務局)

- ・いま意見が出た春日居の地区は、沿道の皆さんが自主的に菜の花を植えたり、住民の意識の高い地区である。
- ・私たちとしてはわかっているけど、表現として弱い部分があるので、修正していきたいと思う。

(委員長)

- ・「公共建築物の景観向上」という中には、「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」を作成して、自主的に縛っていくという内容が記述されている。その項目に例示されているのはいわゆる建築物である。土木構造物は入っていないと思う。
- ・「大規模な土木構造物、工作物の景観向上」という項目があり、土木構造物についても景観向上について市としてがんばっていくということは読み取れる。しかし、記述は「本計画において「景観形成基準」や「建築物等に関する行為の制限」を定め、地形や自然、まちなみ眺望等に配慮した、周辺地域と調和する適切な景観誘導を図ります。」に留まっている。
- ・土木構造物についても「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」に基づいて進めると書くか、「公共建築物の景観向上」の項目を公共建築物及び土木構造物とする必要があるのではないか。

(事務局)

- ・「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」については、あまり先走ってもどうかという部分があるが、思い切って盛り込ませてもらっているものである。
- ・こういう形で進めたいと庁内検討委員会にも投げかけている部分である。
- ・委員長の意見の通り、いわゆる公共施設だけではなく、大型の土木構造物等についてもデザインガイドラインの中にも含めるということは大切な考え方だと思う。
- ・意見に沿う方向で検討したいと思う。

(委員長)

- ・公共以外の土木構造物ではなく、公共の土木構造物のことである。
- ・なぜこだわるかという点、景観形成に基本理念など書いてあるのは、この地域は非常に良いところであるので、愛着と誇りを持って伸ばしていこうということである。悪いものはなにかという点公共の土木構造物が良くない場合が多い。
- ・土木構造物についてもしっかりやるという部分を、ぜひ強調してもらいたい。
- ・現在計画策定に携わっている担当者は理解しているが、次に他の部署のいろいろな人がこの計画を使うことになる。その時に少し強調しておく方がいいと思う。

(委員)

- ・笛吹市には素晴らしい場所が多岐に渡ってある。
- ・景観づくりを進めていく話は今後の課題だとも思うが、総花的でメリハリが見えない。
- ・私は文化財の関係者なのでその部分に目がいくが、その歴史的景観を今後どうやって保全していくかと考えると様々な手続きが必要になってくる。
- ・景観形成推進ゾーンが8か所、候補が9か所選定されているが、まずは現状を守るということだと思う。そして次の段階では、活性化につなげるような取り組みを進めていかなければならないということだと思う。
- ・相当膨大な予算が必要になると思う。
- ・いっぺんにやろうと思っても当然できないので、優先順位をつけていく必要があるのではないか。
- ・それぞれのゾーンで、現状の景観が守られる状況にあるのかどうか、あるいは近い将来に景観が改変されていくといった、これからの見通しが欲しい気がする。
- ・今は非常に景観が良い、しかしある日突然、景観を損なうような建造物が造られてしまうといったことも当然ある。
- ・歴史文化的に重要なゾーンについては法的な規制もかなりかかるということもあると思う。
- ・それぞれのゾーンにおける現状とこれからの課題についてももう少し詰めてもらえればと思う。

(委員長)

- ・今の意見は全体ではなくゾーンについての話か。

(委員)

- ・全体の話である。

(事務局)

- ・笛吹市には非常に素晴らしい景観が多い。
- ・本来であればすべての景観を取り上げたいという気持ちがある。しかし、総花的になっては（景観形成に取り組む）目標が定まらないということもある。
- ・第3章で市全体に関する方針とそれに対する方策を示した。さらに8つの景観形成推進ゾーンを設けることにより、重点を置くゾーンを設定した。
- ・ここだけは規制を強くしたいという場所については、景観形成重点地区の指定も視野に入れて進めていきたいと考えている。これについては、住民の合意形成や届出の対象行為をどうするといったことを検討していかなければならない。景観形成重点地区については、計画策定の次の段階で考えていきたい。

(委員長)

- ・第6章で推進プログラムが検討されると思う。そのなかで、まずやらなければならないこと、優先順位が高いものが決まってくるのではないかなと思う。
- ・かなり重要な歴史資源などで放置しておく危険な場所については、次の第4章の行為の制限の部分で一段強い規制を掛けたいところであるが、しかし場所によってはそこまでの地域の熟度が上がっていないというところもある。
- ・地域の皆さんの意思の問題があるので、今この段階で特別規制が強い場所を設定することは難しい。
- ・いろいろなことがたくさん書いてあるので、少しメリハリが弱いということはあると思う。資源として重要度が高いなど少し強調した方がいい場所については、文章の書き方などで工夫することも可能だと思うので検討をお願いしたい。

(委員)

- ・景観形成推進ゾーンについて、本市の玄関口として石和温泉駅が選定されている。
- ・しかし、車で訪れる人が圧倒的に多い状況の中で、インターチェンジも玄関口だと思う。
- ・一宮・御坂インターから市内に入ってくるときに、見せたくない景観があちこちに見られる気がする。
- ・玄関口として、石和温泉駅とインターチェンジの両方をつなぐようなエリアを考えるといいのではないか。
- ・もう一点、「石和温泉駅～石和温泉街周辺ゾーン」となっており、春日居温泉が本文中どこにも出てこない。
- ・石和温泉と春日居温泉は一体になっている状況である。
- ・ゾーンとしては、石和温泉と春日居温泉の両方を含めたエリアとした方がいいのではないか。
- ・石和温泉駅とは別にしてもいいのではないかなと思う。

(事務局)

- ・笛吹市の玄関口という件については、都市計画マスタープランの検討の際にも同じような話が出た。鉄道だけが玄関口ではなくて、車の玄関口もある。一宮・御坂インターも玄関口として欲しいという話があった。
- ・インター周辺の景観は徐々にではあるが良くなってきていると思っているが、意見の内容は検討材料のひとつとさせてもらいたいと思う。

- ・石和温泉駅と春日居町駅を一つにくくるという件について、春日居町駅には兜山を資源とした散策コースがあったり、いろいろなイベント等が実施されている。そのため、石和温泉駅と春日居町駅は分けた形で記述している。

(委員)

- ・駅ではなく温泉のことである。

(事務局)

- ・石和温泉郷と春日居温泉郷の境はどこだと言ってもわからない状況もあり、意見の内容は検討する余地があると思う。

(委員長)

- ・「石和温泉駅～石和温泉街周辺ゾーン」に春日居温泉も入れてしまうのがいいのではないか。

(委員)

- ・もうひとつこだわると、駅と温泉街は分けた方がいいのではないかと思う。
- ・駅周辺は、これから駅ビルを整備したり、北口ができたりいろいろな機能が充実してくるという面があると思う。
- ・温泉街ゾーンは、笛吹市の特色のひとつとして温泉街があり、そこには歴史的なものなどいろいろなものがあるという形がいいのではないか。
- ・できれば、鉄道と車の玄関口のゾーンがひとつあって、もうひとつ温泉街のゾーンがひとつあるという形がいいのではないかと思う。
- ・私は、駅周辺と温泉街とは別ではないかと感じている。

(事務局)

- ・ゾーンの考え方としては、場所として石和温泉駅から石和温泉街までという意味合いで記述している。

(委員)

- ・駅と温泉を一つのくくりで記述しているので、内容が少し不自然になるのではないかということである。
- ・ゾーンが重なってくることはあると思う。
- ・「石和・春日居温泉郷ゾーン」ということにすればいいのではないか。

(委員)

- ・観光の面からみれば、それがいいのではないか。

(委員長)

- ・名前の問題ではないかと思う。

(委員)

- ・名前の問題もあるかと思うが、「温泉郷ゾーン」というものがあれば、広くくくりで位置づけができるのではないかと思う。

(委員長)

- ・その「温泉郷ゾーン」の中に駅もあるということだと思う。

(委員)

- ・ゾーンの名称に石和温泉駅と入れない方がいいと思う。

(委員長)

- ・たしかに、文章を読むと温泉の話が埋もれているように感じる。
- ・さらに市部通りのことも入っており、多様なものが含まれている。
- ・温泉を少し重視したような記述でもいいのではないかと思う。
- ・駅前のデザインについても、石和・春日居温泉のイメージが大事で、それでいろいろなデザインが決まっていくのだと思う。

(事務局)

- ・景観形成ゾーンの内容については、意見を参考にさせてもらいながら事務局で再検討し、次回の策定委員会で再度お示ししたいと思う。

(委員)

- ・一宮甲斐国分寺跡・国分尼寺跡周辺ゾーンには、案内板をしっかりと整備して、誰がきてもここにこんなすごいものがあったんだということがわかるような表示をしてくれという話を、教育委員会にずっとしている。
- ・これまでは、教育委員会の文化財の担当者も案内板の整備をしたいが予算がかかるので思うようにいかないということであったが、予算を付けてもらい、進めていこうという状況になっている。
- ・復元されればすごいことになると思う。

(委員)

- ・「身近な公共施設等の景観を見直し、魅力を高める」という項目のなかで、建築物や大規模な土木構造物の景観向上という話があったが、大規模でなくても防護柵の色などについても県の美しい県土づくりガイドラインなどでは記述している。
- ・防護柵の色などについては、国・県で景観色にする取り組みを進めており、市町村にもお願いをして、実施してもらっている。こういったことも書き加えてもらえればといいと思う。
- ・「県立博物館周辺ゾーン」について、その他のゾーンの景観形成の目標は「景観の創出をめざします」や「景観の向上をめざします」という表現になっているのに、このゾーンだけが「景観拠点の形成をめざします」となっている。どういうことを意図しているのか少しわかりにくい。

(委員長)

- ・防護柵の色の問題は、「(仮称) 笛吹市公共施設デザインガイドライン」を待つまでもなく、やっていかなければならない内容だと思う。
- ・景観形成推進ゾーンの景観形成の目標の問題は、わからなくはないが、他のゾーンと比べてときに県立博物館周辺ゾーンの景観形成の目標に違和感があるということだと思う。表現の問題だと思う。

(委員)

- ・「②甲斐国分寺跡・国分尼寺跡周辺ゾーン」と「④釈迦堂遺跡博物館周辺ゾーン」はそこに遺跡があるゾーンである。
- ・しかし「⑦県立博物館周辺ゾーン」はその場所自体は遺跡ではない。

(委員長)

- ・博物館自体を拠点にするということではなくて、人がたくさん集まる場所なのでその周辺も含めて景観を美しくしようということだと思う。
- ・どちらかというと、駅やインターチェンジの考え方に近いと思う。

(事務局)

- ・公共施設の集約が予想されるゾーンとしての位置づけである。

(委員長)

- ・今すぐに答えをとというのは難しいと思うので、検討をお願いしたい。

(委員)

- ・第3章の中で「景観形成推進ゾーン」というものを位置づけ、第4章では景観形成地域ごとの行為の制限を考えていると思う。
- ・景観形成推進ゾーンは非常に細かなエリアを指していて、目次を見ると景観形成地域は「樹園居住景観形成地域」「山麓・山間景観形成地域」「森林景観形成地域」に区分されている。市の中を大きく分けるイメージだと思う。

- ・景観形成推進ゾーンは例えば樹園居住景観形成地域の生活を持つところといったように位置づけられていくのかなと考えている。
- ・第1回策定委員会の意見と対応の中で「第6章 計画の推進に向けて」の中で「景観形成重点地区」の制度を考えるという記述がある。
- ・「景観形成重点地区」「景観形成地域」「景観形成推進ゾーン」がそれぞれどういう関係にあるのか説明してもらいたい。

(事務局)

- ・「景観形成重点地区」については、第3章までの内容の中にはどこにも出てきていない。
- ・これについては、計画がまとまり、条例が制定された後に、「景観形成重点地区」を指定し、その地区についてはもう少し厳しい規制などを考えていくということで理解をお願いしたい。
- ・「景観形成推進ゾーン」については先ほど説明した通りである。
- ・「景観形成地域」は、今後、行為の制限を行っていく予定であるが、届出行為の規模などを設定するにあたって、市域を市街地のゾーン、山麓のゾーン、森林のゾーンというように分けていく必要があると考えている。
- ・資料の目次の中では、現状3つのゾーンに分けている。
- ・行為の制限を区分する地域ということで理解をお願いしたい。

(委員)

- ・「景観形成地域」はイメージできるが、「景観形成推進ゾーン」と「景観形成重点地区」の関係はどうなるのか。

(事務局)

- ・重なる部分もあるし、重ならない部分もあるという考えである。

(事務局)

- ・似たような言葉のものがいくつかあり、複雑になっていると思う。
- ・「景観形成推進ゾーン」は説明してもらった通りである。
- ・現時点では境界が明確に定められないのでゾーンと言っている。
- ・今後、計画策定後に住民との協働によって、区域とゾーンの計画や景観形成基準といったものを定める考えである。
- ・区域がしっかり決定し、運用を開始するときにはゾーンが地区になるという考え方である。

(委員長)

- ・第5章が出来上がった時点で、内容を確認するというにしたいと思う。
- ・まず「景観形成推進ゾーン」があり、それが「景観形成重点地区」になり、そこに行為の制限が出てくるということだと思う。
- ・「景観形成推進ゾーン」の記述が第3章の中に入り込んでいて、それが第6章の「景観形成重点地区」と結びついている。
- ・記述の順番の問題があるかもしれない。第3章の3の内容は後ろの方に書いた方がいいのかもしれない。検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・委員長の意見の通り、「景観形成推進ゾーン」の内容は後ろに回した方がわかりやすかったのかなという気がするので、今後並び替えも検討したいと思う。

(委員)

- ・この策定委員会で決まった内容は、地域におろしてもう一回検討するのか。それとも、この策定委員会で決めてしまうのか。

(事務局)

- ・地域への説明は、市民ミーティングが開催できればそれに合わせて実施したいと考えている。もし開催できない場合には、地域審議会等に諮り、市民の皆さんに周知徹底を図っていきたいと考えている。

(委員長)

- ・平成 24 年度の手続きのなかでパブリックコメントとあるが、パブリックコメントでホームページなどに掲載してもなかなか意見が出てこない。市民ミーティングを開催しても、組長、区長は仕事として出てくるが、他の人達はなかなか出てこない。
- ・少し工夫をしなければいけないと思う。

(事務局)

- ・資料には現時点で想定される手続きを書かせてもらった。
- ・住民の方々に対する意見の聴取や計画の内容をお示しする方法などについては、もう少し時間を頂いて検討していきたいと思う。

(委員)

- ・今年度はホームページや広報を使った情報公開は考えていないのか。

(事務局)

- ・いまのところ、素案が出来上がるのが 1 月中旬頃を予定しているので、その時点で考えたいと思う。

(委員長)

- ・市民懇談会の内容は毎回ホームページに掲載していた。

(事務局)

- ・今回、景観形成の方針まで検討したので、ここからは毎回中間報告を出していってもいいのではないかと思う。
- ・これをきっかけに、「皆さん何かやりませんか」という雰囲気をつくるために、周知の方法も検討していってもらいたい。

(委員)

- ・景観条例が制定されるといろいろな規制もかかってくると思うが、現在笛吹市には建築物の高さ制限はあるのか。

(事務局)

- ・都市計画の方で、用途地域の指定されている範囲ではその中で規制がある。また、それ以外の部分についても 20m という制限がある。

(委員)

- ・甲府城の後ろに甲府城を見下ろすような高層マンションが建てられた。
- ・計画段階からかなり協議をしたが、その時点では条例がなかった。
- ・最上階から甲府城が見下ろせて気持ちがいいと言っているが、景観を台無しにしまった。
- ・今現在、笛吹市は 20m の規制がかかっているということか。

(事務局)

- ・現在は 20m の規制である。
- ・実際には、建ぺい率、容積率の関係もある。

(委員)

- ・中央線の電車の車内から見る景観や、中央道からの景観といったものが見当たらないが、その部分はどうか教えてもらいたい。

(事務局)

- ・「シークエンス景観」の記述がある。その中で「道路や鉄道等からのシークエンス景観も、本市を象徴する優れた眺望景観です。」という記述をしている。

- ・特に春日居町駅から石和温泉駅の間は高い建物も無く、春日居の皆さんが菜の花を植えたりしており、4月の桃の花の時期にSLが走った時には非常にたくさん写真が撮られていた。

(委員)

- ・景観条例の検討にあたっては、各ゾーンのすみ分けをこの策定委員会できちっとして、その後、市民の皆さんに諮っていくということになるのか。

(委員長)

- ・ゾーンの内容を細かく検討するのは、この計画が策定された後で、まだ先の話である。
- ・次の第4章では、市域全体について行為の制限事項を決めていくことになる。
- ・芦川の山間地と石和の市街地では内容がだいぶ違うと思う。おそらく山間部は基準を厳しくしていくといった内容になると思う。
- ・駅前に高さ10mの規制をかけることは無理である。ゾーンごとのメリハリをつけていくことになると思う。
- ・その行為の制限事項に基づいて条例をつくっていくことになる。
- ・地域の皆さんの合意を得て「景観形成重点地区」になったときには、その地区ごとにさらに詳しい基準をつくっていくというかたちになる。
- ・早くできればいいが、なかなか時間がかかる内容である。
- ・次回の策定委員会は9月下旬から10月中旬の予定ということである。
- ・次回の内容は計画の中でも要の部分になる。早めに各委員の手元に資料が届くようお願いしたい。